写

平成29年度 射水市事務事業外部評価報告書

平成29年11月 射水市行財政改革推進会議

はじめに

射水市行財政改革推進会議(以下「推進会議」という。)では、事務事業評価の客 観性と透明性を高めるとともに、多様化する市民ニーズに応じた質を重視した市民サ ービスの提供を進めるため、委員それぞれの専門的知見や市民としての視点などに基 づき事業の検証を行う外部評価を実施してきた。

射水市が、目前に迫る合併特例事業債の発行期限の到来、普通交付税の一本算定など、財源の確保がますます厳しい状況となることを見据え、庁内において継続的に自己評価を行い業務改善に取り組んでいることについては、一定の評価ができる。

さらにその効果を高め、より効果的・効率的な事業へ発展させていくためにも、当 推進会議による第三者の視点からの評価は有効であると考えている。

今年度は、射水市が重要課題のひとつとしている公共施設マネジメントの推進の一助とするため、対象とした全8事業のうち5事業を施設管理運営事業費から選定し評価を行った。

評価結果から見えた課題については、詳しく後述しているが、各委員からは、個々の施設単位で捉えることなく広域的な視点を持って組織横断的に取り組むことが重要であり、その努力をしてもなお現在の利用実態と変わらなければ速やかな統廃合を進めなければならないという厳しい意見があったところである。

射水市におかれては、これらの外部評価結果を踏まえて、前例に捉われることなくより一層効率的な行財政運営に努めていただくとともに、市民に対する説明責任を果たし、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立と市政に対する信頼感の向上に努めていただくよう、心から要望するものである。

射水市行財政改革推進会議

1 評価対象事業

(1)選定基準

平成29年度事務事業評価対象事業(平成28年度実施分)のうち、以下に該当する事業から8事業を選定した。

事業の実施に当たり、市に裁量の余地がある事業 外部の視点から検証を行うことが有効と判断される事業 直接事業費に占める一般財源が50万円以上の事業 類似する事業の考え方に対する評価として、外部評価の効果が広範囲に及 ぶ事業

(2)対象事業

第1評価グループ(中村委員、徳永委員、牧田委員、松原委員)

事業名	所 管 課
新湊交流会館管理費	地域福祉課
新湊農村環境改善センター維持管理費	
大島農村環境改善センター維持管理費	農林水産課
畦畔除去整備事業補助金	
商店街等新規出店支援事業補助金	商工企業立地課

第2評価グループ(中村委員、小林委員、海老委員、福田委員)

事業名	所 管 課
婚活イベント実施支援	未来創造課
ミライクル館管理費	環境課
中央公民館管理運営費	生涯学習・スポーツ課
海竜スポーツランド維持管理費	

2 外部評価の実施経過

外部評価の実施に当たり、行財政改革推進会議内に2つの評価グループを設置し、 担当課が作成した事務事業評価シートに基づき、作成責任者である担当課長からヒ アリングを実施した。

5月30日 第1回射水市行財政改革推進会議 実施方法等の了承

8月22日 第2回射水市行財政改革推進会議 対象事業の決定

9月29日 第1評価グループヒアリング

10月 4日 第2評価グループヒアリング

10月16日 第3回射水市行財政改革推進会議 各評価グループの評価結果報告 全体協議 報告書の取りまとめ

3 外部評価結果

(1)新湊交流会館管理費(評価シート事業 No.181)

貸室は年間開館時間のうちの8割以上において利用されていないことから、稼働率の改善につながる取組を講じられたい。

そのためにも、稼働率の目標を設定し、指定管理者に対しても目標管理を求め、定期的に評価及び検証を実施するとともに、ニーズを捉えた柔軟な施設運営に努められたい。

併せて、使用料については、減免による利用状況を明らかにするとともに、受益と 負担の見直しについて検討されたい。

また、周辺には同じく貸室を提供している新湊中央文化会館及び中央公民館があることから、これらの施設との一体管理による有効活用についても検討されたい。

<委員の主な意見>

会議室やホール等の貸室の稼働率が低いことから、稼働率の改善に向けた取組を講じるべき。

施設の設置目的を踏まえた稼働率の目標を設定し、目標に達しない場合には何が 問題なのかをしっかりと検証するべき。

利用者の声などを踏まえた定性的な評価に基づくサービスの改善に取り組むべき。

今年度から施設本来の目的に適っていることを前提にホールでの飲食を認めた とのことだが、このような柔軟な運用を更に進めることで稼働率を高めるべき。

また、そういった取組によって生じる新たな事業コストは使用料に反映させるべき。

新湊地区の特色を生かした事業を行うことで、地域の中での交流の促進や施設の 稼働率の向上につながるのではないか。

指定管理者に対しても目標管理、コスト管理を求め、月次、半期、年次ごとに取 組状況を評価・検証するべき。

周辺には同じように貸室を提供している新湊中央文化会館及びその施設内施設である中央公民館があるが、類似した機能を有する施設が集積していることをメリットとして捉える考え方もある。所管課の枠を超えてこれらの施設を一体管理することより、コンベンションなどにも対応できる大きなキャパシティを持つ施設にすることができる。

施設の予約状況の確認や予約・利用申請ができるポータルサイトを市のホームページに開設し、市内の施設について周知を図るとともに、利便性を高めるべき。

施設使用料の減免について、減免していなかった場合に得られる金額や減免利用の場合においても発生する事業コストを可視化するとともに、減免利用の状況も踏まえた上で、受益と負担の見直しを検討するべき。

(2)婚活イベント実施支援(評価シート事業 No.262)

事業目的である少子化対策及び人口増対策につながっているか検証することが重要であることから、明確な成果目標を設定し、検証結果を事業内容に反映されたい。また、婚活イベントにおける市職員の関与の軽減を図るため、早期に婚活サポーターズクラブによる主体的な企画運営に移行できるよう組織の育成に努められたい。併せて、その育成による効果が、事業全体の成果の向上につながるよう、婚活サポーターズクラブの活動内容について検討されたい。

<委員の主な意見>

本事業は極めて政策的な事業であり、どの市町村も活発に取り組んでいる。 婚活支援にはまだ定まった形がないので、色々と試行錯誤してみるべき。

行政がどこまで関与するのかが難しい。こういった事業は行政が過度に関わると 大概失敗する。

「いみずムズムズ婚活パーティー」(市が実施する婚活イベント)については、 今年度から民間事業者への委託をやめて、婚活サポーターズクラブによる運営に移 行することで事業費の削減につなげたとのことだが、実質的には市職員がほとんど の事務を行っており、実際にはコスト削減につながっていない。

市職員が「いみずムズムズ婚活パーティー」の企画運営まで直接行う必要はないと考える。当面は運営に関するノウハウを蓄積しつつ、市職員の関与を徐々に減らし、なるべく早期に婚活サポーターズクラブによる主体的な運営となることを目指すべき。

婚活イベントの成否は運営主体の能力にかかっている。婚活サポーターズクラブの運営能力を向上させるため、コンサルタント料を払ってでも、民間のノウハウを取り入れるということを検討するべき。

婚活サポーターズクラブは設立して間もないことから、まずは組織の育成に努め、 将来的には、婚活サポーターズクラブを民間団体が実施する婚活支援イベントへア ドバイザーとして派遣するなど、有効な活用方法について検討するべき。

婚活支援を市単独で推進するだけではなく、例えば、県が行っているマリッジサポートセンターへの登録料を補助するなど、県の事業を活用するという視点も必要である。

事業目標を設定し、成果をしっかりと検証した上で、今後の事業の方向性を検討するべき。併せて、男女出会いイベント等支援事業費補助金についても定量的な指標に基づき、効果の検証を行うべき。

成婚だけを追い求めるのではなく、市内への定住や出産など、婚活支援の先を見据えた取組をPRするべき。

(3) ミライクル館管理費(評価シート事業 No.349)

研修室の稼働率が5パーセントにも満たないことから、本施設の環境活動の拠点と しての趣旨に沿った稼働率の改善に取り組むとともに、貸室として地域や周辺企業の 利用を可能とするなど来館者の増加につながる取組を講じられたい。

<委員の主な意見>

研修室の稼働率は5パーセントにも満たず、かなり立派な施設であるのにもったいない。

まずは環境啓発に関する取組をしっかりと実施し、それ以外の方法で稼働率を高めるためにどのような取組ができるのかを検討するべき。

施設利用者にアンケートを行い施設運営に反映させるべき。

小中学生の施設見学は環境教育の観点からも大切である。小中学校からの施設見学の増加に努めるべき。

施設管理業務においては、既に長期包括運営業務委託により民間活力を導入しているが、施設で実施する事業の企画運営においても、民間活力を取り入れられないか検討するべき。

研修室を有料で貸室として活用することも検討するべき。周辺には企業が集積していることから、会議や研修でのニーズも十分に想定できるのではないか。

研修室を地域や企業なども利用できる貸室にすることで、施設利用者を増やせば、 施設内の展示物等を見てもらう機会にもなり、結果的に環境啓発につながると考える。

(4)新湊農村環境改善センター維持管理費(評価シート事業 No.428)

大島農村環境改善センター維持管理費(評価シート事業 No.429)

農業者団体による利用が減少し、主に一般の利用者が貸館施設として利用している現状にあることから、立地条件や周辺施設との連携を生かしながら、施設の特色を伸ばす方向で運営することで更なる稼働率の向上に努められたい。

併せて、新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは、同一種別の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理し、使用料の見直しを検討されたい。

<委員の主な意見>

農業者の減少に伴い、所期の目的である「農村生活の環境改善、健康増進及び地域の連帯感の醸成」を図る施設というよりも、一般的な貸館施設として利用されており、今後の施設のあるべき姿を検討する必要がある。

農業者ではない一般の利用者が多いという現状を踏まえた上で、それぞれの施設の特色を伸ばす方向で運営し、更なる稼働率の向上を図るべき。

充実した機能を有する施設であり、農業者だけでなく一般利用も可能であることをもっと周知するべき。

農林水産課が施設を所管する必要性があるとは思えない。

指定管理者制度を導入してから10年が経過していることから、導入による具体 的な効果を検証し、更なる管理運営の質の向上につなげるべき。

当該施設に限らず、現行の指定管理者制度においては、指定管理者が努力して収入を伸ばす、あるいは支出を削減した場合には次期の指定管理料が削減されてしまうので、指定管理者のインセンティブが働くように制度の見直しを検討するべき。 新湊農村環境改善センターについては、道の駅新湊との連携のみならず、周辺に公共施設や民間施設が集積しているメリットを生かした施設運営に取り組むべき。 新湊農村環境改善センターと大島農村環境改善センターは同一目的の施設であるにもかかわらず料金設定が異なることから、料金体系を整理するべき。

(5) 畦畔除去整備事業補助金(評価シート事業 No.452)

近年は事業実績が大きく減少していることから、ニーズが低下していると考えざるを得ない。また、県内他市の多くが同様の事業を実施していないことからも、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくいことから、事業の廃止について検討されたい。

仮に、本制度を継続する場合においても、終期を設けて実施することで早期の畦畔 除去を推進し、終期の到来を以って事業を廃止することを検討されたい。

<委員の主な意見>

これからの事業の在り方を考える際には、今後必要となる事業費の総額を把握するべきだと考えるが、いつ、どのくらいの事業費が必要となるのか不明である。

同様の制度があるのは、県内10市の中では、本市以外では、富山市と小矢部市だけであり、しかも富山市においては近年は事業実積がない。更に市町村合併前においても、旧市町村で実施していたのは小杉町のみであったという経緯を踏まえると、本事業が農業振興において不可欠なものであるとは考えにくい。

過去 1 0 年間の事業実績が大幅な減少で推移していることから、畦畔除去を推進する必要があり本事業に対する需要の高い地区については、既に整備を終えているのではないか。

本事業を継続するにしても終期を設けて実施した方が、結果として、早期の畦畔 除去の実施に向けた後押しにつながると考える。

市町村合併前の事業内容をそのまま引き継いだということであるならば、合併から 1 0 年を経過したこの機会に見直しを考えることも必要である。

(6)商店街等新規出店支援事業補助金(評価シート事業 No.501)

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか常に検証し、より効果の高い事業への見直しを検討されたい。

その際には、商工団体や商店街との更なる連携を図ることとした上で、市でなければできない支援にねらいを絞って事業を展開することを検討されたい。

<委員の主な意見>

本事業が商店街の賑わい創出につながっているのか検証が必要である。

新湊地区に出店した店舗の多くは、既存商店街ではなく内川沿いに出店しており、 商店街の活性化にはつながっていない。

商店街の空き店舗を活用し出店する際には、一般的な改装費用だけでなく防火対策にもコストが必要となる場合があることから、現行の補助金の額では不十分である。

商店街の賑わい創出を図る目的は、突き詰めれば射水市全体の賑わい創出を図ることであり、商店街に限定せずに、市全体の商業振興につながるよう事業内容を見直すべき。

本事業だけで、事業の目的である賑わい創出を図ることは難しいと考える。

魅力的な地域資源が点在しているので、人の流れをつくるという視点があるとよい。

新規出店数が増加したことが事業効果ではなく、その先にある、まちに賑わいが 創出されて市民の生活がより豊かになることが本事業の効果であると考える。補助 金を交付するからには、事業効果が市民に還元されているのかという視点で検証を するべき。

国や県の支援制度を踏まえ、市でなければできない支援とは何かを考えるべき。 また、商工団体や商店街との連携が不可欠であることから、連携による相乗効果を 高めることも併せて考えるべき。

(7)中央公民館管理運営費(評価シート事業 No.701)

貸室は年間開館時間のうちの8割以上において利用されていないことから、稼働率の改善につながる取組を講じられたい。

そのためにも、まずは施設のPRを図ることも大切であるが、社会教育法に基づく 公民館としての運用がニーズに沿ったものであるかを検証し、より柔軟な運用につい て検討されたい。

使用料については、減免による利用状況を明らかにするとともに、受益と負担の見直しについて検討されたい。

併せて、新湊中央文化会館及び周辺で同じく貸室を提供している新湊交流会館との 一体管理による有効活用についても検討されたい。

<委員の主な意見>

貸室の稼働率はどの部屋も一桁から10パーセント台であり、どのようにして稼働率を高めるのかが課題である。

指定管理者に自主事業の実施を検討するよう働きかけるべき。

貸室は企業の研修や会議でも使用されている。立地条件を考えると、このような ニーズはもっとあるのではないかと考えるのでPRをするべき。

中央公民館の稼働率が低い理由のひとつとして、社会教育法に基づく公民館であるために、営利目的での使用が制限されていることがあるのではないか。

本施設は貸室が9室もあり、どの部屋も稼働率が低いのだから、現在の利用者を 阻害せずに公民館の部分をダウンサイジングすることが可能である。

短期的には稼働率の向上に努めるとともに、長期的には中央公民館そのものの廃 止も含めた抜本的な見直しを検討するべき。

周辺には新湊交流会館があり、同じように貸室を提供しているが、稼働率が低い という共通の課題があることから、それぞれの所管課が連携することを検討するべ き。

貸室が集積していることを長所として捉えれば、活用方法も広がると思うので、 新湊中央文化会館や新湊交流会館と一体管理による有効活用について検討するべ き。

指定管理者の収支が赤字になっているが、使用料の減免を受けて利用している団体やサークルが多いことが原因のひとつではないかと考える。減免の在り方について精査する必要があるのではないか。

使用料を減免するということは、利用団体に対する事実上の補助金であると考えるので、減免額を可視化するべき。また、減免利用においても、事業コストが発生することには変わりないので、最低限のコストを負担してもらうことも考えなければ、指定管理者は使われただけ損をすることになる。

当該施設に限らず、現行の指定管理者制度においては、指定管理者が努力して収入を伸ばす、あるいは支出を削減した場合には次期の指定管理料が削減されてしまうので、指定管理者のインセンティブが働くように制度の見直しを検討するべき。

(8) 海竜スポーツランド維持管理費(評価シート事業 No.771)

本施設は、市内外を問わず多くの方に利用されており、指定管理者も自主事業を積極的に展開し、利用者の増加やサービスの向上に努めており評価できる。

しかし、提供しているサービスや設備等を鑑みれば、使用料は他市の類似施設と比べ安価である。今後は更に施設の老朽化に伴い修繕費の増加が見込まれるとのことから、長期的に安定した運営に見合った受益者負担の見直しを検討されたい。

また、その際には、高齢者の割引料金の見直しなど、料金体系の見直しも検討されたい。

<委員の主な意見>

指定管理者は、自主事業を積極的に展開しており、利用者の増加やサービスの向上に向けた取組について評価できる。

現在の使用料は近隣他自治体の室内温水プールの料金と比較してかなり安い。

今後、施設が老朽化し修繕に多額の費用が必要となることから、長期的な経営の視点から使用料の見直しを検討するべき。

併せて、時間別の料金設定も検討するべき。

70歳以上の高齢者が150円で施設を利用できるのは安すぎるので、見直しを検討するべき。

市外からの利用者に対して割増料金を導入することも検討すべきと考えるが、併せて、市単独で施設を維持することを考えるのではなく、広域連携の考え方に立った在り方の見直しも検討するべき。

市民の健康維持という観点から、医療機関との連携を検討するべき。

4 公共施設全般の管理運営に関する意見

今年度の外部評価は、射水市が掲げている長期的な視点に立った公共施設マネジメントの推進の一助とするため、全8事業のうち5事業を施設管理運営事業費から選定して実施した。

評価に当たっては、直接的に統廃合を議論するものではなく、施設の設置目的、利用状況、運用形態及び運営管理の収支状況等を確認した上で、継続的な施設運営を前提とした場合の視点を持って取り組んだところである。

今回の評価対象とした各施設管理運営事業費に対する評価は前述したとおりであるが、その中で委員から公共施設全般の今後の管理運営の在り方について多くの意見があったことから、その検討結果を次のとおり取りまとめるものである。

(1)施設の運営目標の策定

運営に関する定量的な目標の設定は、適正に管理運営しているかを検証する上で必要なため、施設間において比較可能な指標で測定、分析できる仕組み作りに取り組むべき。

特に、稼働率の状況を指標の中に加え、指定管理者や管理業務委託先の事業者に成果として求めるべき。

その上で、稼働率が伸びない原因を検証し、解消に向けた取組を強化するべき。

(2)施設使用料及び減免についての統一的な基準の策定

現在設定されている使用料金や減免基準について、同種目的施設あるいは同規模施設おいてバラツキがあることから、統一的な基準を策定し、公平性や透明性の確保につなげるべき。

施設利用者と利用していない他の納税者との不公平感、あるいは世代間の不公平感(将来世代への負担のつけ回し)に対して、きちんと説明できるよう施設のコストや施設の目的などの合理的な根拠に見合った料金の見直しが行われるべき。

(3)将来にわたり稼働率の改善が難しい施設の廃止、統合及び複合化の検討 稼働率の改善に向けた様々な取組を行ってもなお、一定の基準を下回った施設 については、廃止、統合及び複合化の検討対象とするべき。

(4)類似施設等の在り方の検討

同一地域内に、機能が類似・重複する施設や稼働率の低い施設が複数存在する という課題が見えてきた。今後、個別施設の在り方を考える際には、効率的な施 設利用の視点を持って、周辺施設との複合化や多機能化等を検討していくべき。

(5)施設所管担当課間の連携強化

設置目的にとらわれない現状の利用者ニーズに即した効率的な施設利用を可能とするため、施設所管担当課ごとの縦割りではない、横断的な連携を強化すべき。併せて、必要な情報を整理し、意見をとりまとめる調整課があることが望ましい。

(6)民間活力の更なる活用

指定管理者制度を導入している施設においては、その具体的な効果を評価・検証し、更なる管理運営の質の向上につなげるべき。

指定管理者が民間のノウハウを活用できるよう、弾力的な施設の運用基準を検討するとともに、例えば、指定管理料の算定基準など、指定管理者のインセンティブが一層発揮されるよう制度の見直しを検討されたい。